

平成 25 年 6 月 17 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ日本株式インデックス・ファンド（限定追加型）—シフト 13—

当社は、7 月 4 日に「ダイワ日本株式インデックス・ファンド（限定追加型）—シフト 13—」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの特色



わが国の株式に投資し、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。



- わが国の株式のうち日経平均株価に採用された銘柄を主要投資対象とします。

運用プロセス



■ 原則として、日経平均株価採用の全銘柄に等株数投資を行ないます。

ただし、投資対象とする企業の財務状況を考慮したうえで、日経平均株価採用銘柄であっても投資を行わない場合があります。また、日経平均株価採用銘柄の入れ替え等に際しては、流動性等を勘案して対応する場合があります。これらの場合、組入銘柄に等株数投資を行わないことがあります。

- 運用の効率化をはかるため、ストックインデックス225・マザーファンドの受益証券およびわが国の株価指数先物取引を利用することがあります。このため、株式およびストックインデックス225・マザーファンドの受益証券の組入総額ならびに株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

インデックスファンドとは

基準価額が株価指数など特定の市場指数（インデックス）の動きに連動することをめざして設計されたファンドです。

日経平均株価（日経225）について

◆日経平均株価（日経225）とは

日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。

1950年から算出が開始された、わが国の株式市場全体の動向を示す代表的な指標の一つです。

◆日経平均株価の計算方法

[計算式]

$$\text{日経平均株価（※2）} = \frac{\text{採用銘柄の株価（※1）合計}}{\text{除数（※3）}}$$

(※1) 株価は、みなし額面が50円以外の銘柄については50円に換算します。なお、大幅な株式併合や株式分割に対しては、指数算出に用いる株価の水準がその前後で変わらないようになし額面を変更する場合があります。

(※2) 小数第3位を四捨五入して第2位まで求めます。

(※3) 日経平均株価は、単純平均の考え方に基づいており、分子の株価合計を225で割れば、普通の単純平均になりますが、株式分割や銘柄入替など市況変動以外の理由で株価の合計値が変化すると指数値の連続性が保てません。日経平均株価は、このような市況変動以外の事象が発生した場合には、計算式の分母である除数を修正することにより指数に連続性を持たせています。

◆銘柄選定ルールと入替基準

日経平均株価の採用銘柄は、東京証券取引所第一部上場銘柄で流動性の高い銘柄から選定されます。構成銘柄については、原則として年1回「定期見直し」が行なわれるほか、合併、倒産などが発生した場合には、臨時に銘柄の入替えが実施されます。

「定期見直し」においては、流動性の低下した銘柄が除外され、流動性が極めて高い未採用銘柄が新たに採用されます。また、セクター（産業分類）のバランスを考慮した銘柄の入替えも行なわれます。

臨時の入替えは、東京証券取引所第一部上場でなくなった銘柄を除外し、その銘柄が属していたセクター内から最も流動性の高い未採用銘柄を補充することを原則としています。

採用・除外銘柄は、学識経験者、専門家等の意見を得たうえで、日本経済新聞社が決定し、発表します。

※日経平均株価の構成銘柄選定基準は、市場環境や経済実態の変化、法規制の変更などに伴って、改定されることがあります。

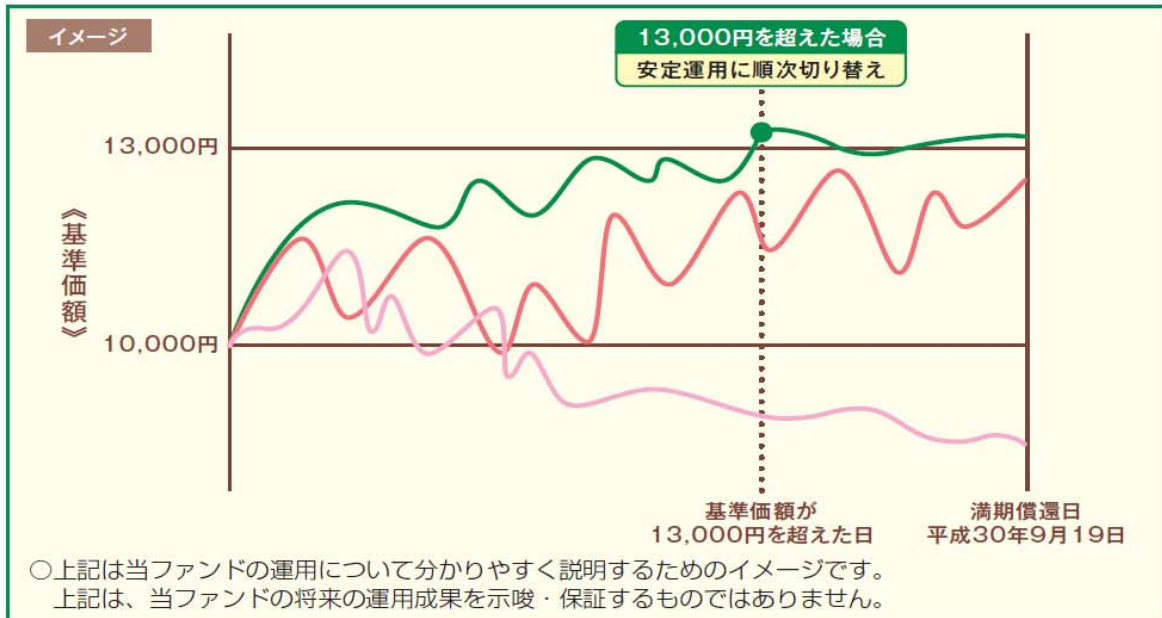
- 「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社により独自に開発された手法によって算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算出する手法に対して著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- 「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- 当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。



基準価額が一度でも13,000円を超えた場合、安定運用に順次切り替えを行いません。



- 基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。



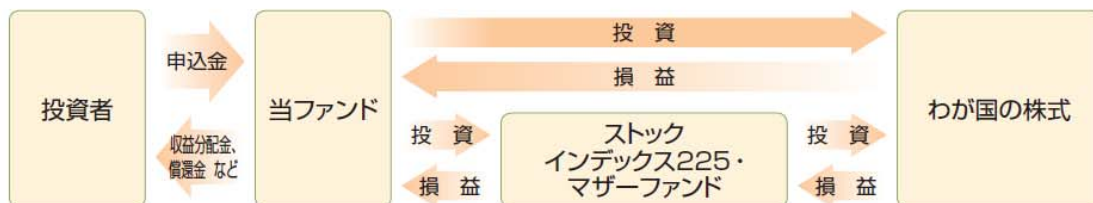
※基準価額が13,000円を超えてから償還までの市況動向等により、基準価額が13,000円以下となることがあります。

※基準価額が13,000円を超えた日の翌日から運用管理費用（信託報酬）を切り替えます。運用管理費用（信託報酬）について、くわしくは、「ファンドの費用」をご参照下さい。

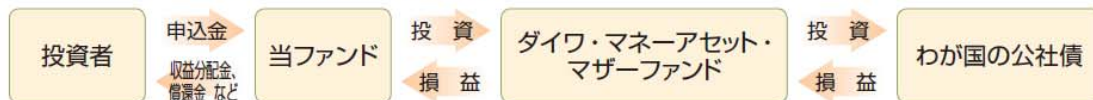
ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



〈基準価額が、一度でも13,000円を超えた場合〉



○基準価額が13,000円を超えてからダイワ・マネーアセット・マザーファンドによる運用に切り替えられるまで日数がかかることがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、日経平均株価が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。



毎年9月19日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、
収益分配方針に基づき収益の分配を行ないます。



（注）第1計算期間は、平成26年9月19日（休業日の場合翌営業日）までとします。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。



当ファンドの購入の申込みは、平成26年3月20日までの間に
限定して受け付けます。



2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

株価の変動 （価格変動リスク・ 信用リスク）	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
公社債の価格変動 （価格変動リスク・ 信用リスク）	〈安定運用に切り替え後〉 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用										
購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 1.05% (税抜 1.0%) です。									
信託財産留保額	ありません。									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用										
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率 0.5754% (税抜 0.548%) ※運用管理費用は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日 (6 カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。) および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。									
委託会社	年率 0.2709% (税抜 0.258%)									
販売会社	年率 0.2625% (税抜 0.25%)									
受託会社	年率 0.042% (税抜 0.04%)									
基準価額が、一度でも 13,000 円を超えた場合	基準価額が一度でも 13,000 円を超えた場合、基準価額が 13,000 円を超えた日の翌日から以下の料率に切り替えます。信託報酬の率は、各月ごとに決定するものとし、各月の 1 日から各月の翌月の 1 日の前日までの当該率は、各月の前月の最終 5 営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に 0.525 (税抜 0.5) を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年率 0.5754% (税抜 0.548%) を超える場合には、年率 0.5754% (税抜 0.548%) とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">上記による総額に対する比率で表示しています。</th> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>販売会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td>24.44%</td> <td>66.67%</td> <td>8.89%</td> </tr> </table>	上記による総額に対する比率で表示しています。			委託会社	販売会社	受託会社	24.44%	66.67%	8.89%
上記による総額に対する比率で表示しています。										
委託会社	販売会社	受託会社								
24.44%	66.67%	8.89%								
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。									

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

ファンド名	ダイワ日本株式インデックス・ファンド (限定追加型) —シフト 13—
購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	① 当初申込期間 1 万口当たり 1 万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の基準価額 (1 万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額 (1 万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後 2 時 30 分まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	① 当初申込期間 平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 7 月 3 日まで ② 継続申込期間 平成 25 年 7 月 4 日から平成 26 年 3 月 20 日まで
設定日	平成 25 年 7 月 4 日
当初募集額	1,050 億円を上限とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。

購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成 25 年 7 月 4 日から平成 30 年 9 月 19 日まで
繰上償還	<p>● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・ 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき <p>● すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行いません。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。</p>
決算日	毎年 9 月 19 日（休業日の場合翌営業日） （注）第 1 計算期間は、平成 26 年 9 月 19 日（休業日の場合翌営業日）までとします。
収益分配	年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。
信託金の限度額	2,000 億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [http://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
販売会社	大和証券
受託銀行	みずほ信託銀行

5. その他

詳しくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上